

令和6年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和6年度化学物質審議会第4回安全対策部会

第251回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

1. 日 時：令和7年1月14日（火）13時00分～14時50分

2. 開催方法：環境省内会議室 及び オンライン（ハイブリッド）

3. 出 席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稲見 圭子	小野 敦	北嶋 聡
齋藤 文代	正田 卓司	杉山 圭一
豊田 武士	平林 容子（座長）	広瀬 明彦
北條 仁	増村 健一	三澤 隆史

化学物質審議会安全対策部会委員

石川 百合子	小野 恭子	金原 和秀
須方 督夫	瀬戸 洋一	東海 明宏（部会長）
永井 孝志	林 真実	村田 里美
森田 健		

化学物質審議会審査部会委員

木村 信忠	栗栖 太
-------	------

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	梶原 夏子	川嶋 貴治
菅野 純	小池 英子	小山 次朗
白石 寛明（小委員長）	鈴木 規之	山本 裕史
吉岡 義正		

## 事務局

厚生労働省 田中化学物質安全対策室長

経済産業省 内野化学物質安全室長

環 境 省 長谷川化学物質審査室長 他

## 4. 議題

1. Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について
2. 優先評価化学物質の指定根拠外項目のスクリーニング評価に準じた評価について
3. 優先評価化学物質 通し番号244「エチル＝水素＝スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価について
4. その他

○環境省事務局 少々お時間が過ぎまして申し訳ございません。

ただいまから、令和6年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和6年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第251回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。

本合同審議会は、【第一部】と【第二部】に分けて実施します。今回は対面及びオンラインのハイブリッド会議形式での開催とさせていただきます。

13時から14時半までを【第一部】として、「Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について」、「優先評価化学物質の指定根拠外項目のスクリーニング評価に準じた評価について」、「優先評価化学物質 通し番号244「エチル＝水素＝スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価について」、「その他」の議事を公開にて審議を行います。

【第一部】終了後、休憩を挟みまして14時45分を目処に、【第二部】として、「新規化学物質の審議について」の議事を非公開にて行います。

なお、【第一部】は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

○厚生省事務局 本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。

薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない。」と規定しております。

今回、全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、報告させていただきます。

委員の皆様には、会議開催の都度、書面を御提出いただいておりますが、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○経産省事務局 経済産業省事務局でございます。

本日、化学物質審議会審査部会より、国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究戦略企画部 審議役 生物プロセス研究部門 木村委員、国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 教

授 栗栖委員に御出席いただいております。よろしくお願い申し上げます。

○環境省事務局 それでは、【第一部】を始めるに当たり、配付資料について確認を行いたいと思います。資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認いたします。

資料は、資料1-1から1-4、資料2-1から2-5、資料3、資料4、参考資料1から3、参考資料4-1、4-2、最後に委員名簿でございます。過不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としており、スムーズな審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について事務局より御説明させていただきます。

まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言を希望される場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に、座長から御指名いただきます。

座長から指名されましたら、マイクをオンにし、御自身の所属する審議会の省名とお名前と併せ、御発言ください。御発言が終わりましたら、マイクをオフをお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御意見、御質問をいただく際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省名を御入力ください。座長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにして所属する審議会の省名及びお名前をお知らせください。御発言のタイミングが重なるような場合は、座長から順に発言者を御指名いただきます。会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャットに御発言内容を御記入いただくようお願いする場合がございます。

なお、チャット機能を御利用された場合、入力内容は会議参加者のみに共有され、YouTube Live上には公開されません。

システムの動作不良などがございましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。

また、もし事務局のサーバーがダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので、御確認をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。本日の全体の議事進行につきましては、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の白石委員長をお願いいたします。

白石委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○白石委員長 聞こえますか。

白石です。それでは、議事に移らせていただきます。

初めに、本日の会議の【第一部】の公開の是非についてお諮りいたします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところがございますが、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、原則、公開といたしたいと思えます。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることといたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、本日の会議は公開といたします。

議事録につきましては、後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、早速ですが、議題1「Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について」に関する審議を行います。

資料について、事務局より説明をお願いします。

○経産省事務局 はい、経済産業省事務局です。

それでは資料1-1を用いまして、化審法リスク評価におけるWeight of Evidenceを用いた分解性の評価について、背景、概要及び今後について御説明させていただきます。

また、資料1-2に関しましても、こちらの資料の別紙を用いて概要を説明させていただければと思います。

まず、1の背景ですけれども、現行の化審法では、新規化学物質の製造・輸入に先立ち、事業者から提供された法定試験法に基づく試験結果をもとに事前審査が行われます。一方、製造・輸入後は、事業者から提出される実績数量届出や国が収集した有害性情報等を用いてスクリーニング評価・リスク評価を実施しております。

令和3年9月開催の三省合同審議会におきまして、WSSD2020年目標への取組の総括に係る審議が行われ、スクリーニング評価・リスク評価のさらなる合理化・加速化に向けた取組の1つとして、「Weight of Evidence等の更なる活用の検討を進める」こととされました。

また、経済産業省では、令和元年度から令和5年度の事業におきまして、関連の調査を実施

しまして、今年度、令和6年10月及び11月開催の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループにおいて、化審法で主に採用されている試験法に基づく試験結果に加えまして、その他の生分解性試験データ、類似物質に関する知見及び(Q)SARによる予測結果等の分解性に関する多様な情報を用いたWeight of Evidenceによる総合的な分解性評価の導入の検討状況について報告させていただきました。

続きまして、2ポツの「Weight of Evidenceを用いた上市後の化学物質の分解性評価について」御説明します。

(1)、化審法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル(案)の策定についてですけれども、背景で先ほどお話ししましたこれまでの検討を踏まえまして、リスク評価の効率化・高度化のため、令和6年度における経済産業省事業、こちら注釈の6に記載しておりますが、化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議というもので、リスク評価に用いる性状等を専門家にレビューいただくものです。この会議におきまして、上市後の化学物質のリスク評価に活用する自然環境における分解性の評価について、Weight of Evidenceを導入した評価の透明性の向上を図るため、有用な情報源・ツール、標準的な評価の進め方、評価において考慮すべき観点等をまとめた化審法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル(案)、こちらが資料1-2になっておりますけれども、こちらを分解性等の専門家にお諮りして策定したところです。

2ページに移ります。当該マニュアル(案)では、Weight of Evidenceを用いた上市後の化学物質の分解性評価手法として、化審法で主に採用されている試験法に基づく試験結果に加え、情報収集で得られた分解性に関する多様な情報について、それらの情報の品質評価及び情報の統合を行うこととしています。

Weight of Evidenceを用いた分配性評価の流れにつきましては、資料1-2の内容を抜粋しました別紙にて御説明させていただきます。

3ページに飛びまして、別紙を御覧いただければと思います。化審法リスク評価におけるWeight of Evidenceを用いた分解性評価では、こちらの図に示す評価の流れに沿って行っています。

上から順を追って御説明をします。

まず、評価の目的というのを確認します。こちらは[A]というところで、評価対象物質の分解性、また[A']で、もし情報がある場合は分解速度や半減期のデータも確認すること、また、

[B]というところで、残留変化物についても何であるかということの評価するということになります。

その後、1番左側に情報収集と書かれている部分ですけれども、文献等の調査を行います。その対象は、先ほど申し上げた3つの情報の種類に分けて記載していますが、左から実測データ等、類似物質による類推、また(Q)SARによる予測となっています。

次に、その下の個別情報の品質評価を行い、先ほどの3つの種類の得られた情報について、信頼性、関連性及び妥当性のランクを付与します。

さらに下に進みまして、情報の統合という部分で、情報の一貫性、証拠の強さ及び不確実性の解析を行い、それらを経て分解性を総合的に評価するというような流れになっております。

続きまして、4ページ目からになりますが、個別情報の品質評価及び情報の統合について、以降、少し詳しく説明をさせていただきます。

こちら、また図に示すとおりですけれども、情報の品質評価に関し、実測データ及び類似物質による類推については、「信頼性」及び「関連性」の評価結果に基づき、「妥当性」の評価を実施します。

一方、(Q)SARによる予測については、OECDのQSAR Assessment Frameworkに基づく評価方法を利用するというので、「信頼性」及び「関連性」の評価が可能であるということから、「妥当性」の評価のみを実施するということになっています。

続きまして、5ページ目です。信頼性ランク及び信頼性の考え方についてですけれども、こちら、信頼性評価では、実測データ及び類似物質による類推のそれぞれについて、化審法リスク評価において採用されている信頼性ランクの考え方を基本的に踏襲した考え方に基づき、信頼性ランクを付与します。ただし、海外の機関等による評価において、当該試験データの品質評価が行われており、ランクが付与されているという場合は、その結果も考慮しています。

続いて、6ページ目です。

実測データに関する関連性評価の基準及び項目です。こちら、新たに追加された評価となり、これまで信頼性評価というものを行ってきたんですけれども、関連性評価というものも拡張しているということになっております。関連性評価では、実測データ及び類似物質による類推のそれぞれについて、評価判断に基づき関連性ランクを付与しています。実測データの関連性評価では、使用された植種源、環境試料等の条件について報告がされているか、また被験物質が評価に有用な物質であるか、評価の詳細さが本評価の目的において適切であるかなどを判断基準とし、それらの項目をどの程度満たしているかを踏まえて、High、Mid、Low、Not

appropriate（不適切）というような関連性ランクのいずれかを付与します。類似物質による類推に関する関連性評価では、類推されたエンドポイントが評価において適切であるかを踏まえ、同じく高低等の関連性ランクを付与します。判断基準や留意すべき点を明確にし、必要に応じ関連性評価の項目や判断基準というものは変更していく予定です。

続いて8ページ目、妥当性評価におけるランクについてです。こちら、実測データ及び類似物質による類推に関する妥当性は、先ほども御説明したとおり、信頼性ランク及び関連性ランクの組合せに基づいて4段階で評価をします。(Q)SARによる予測については、HighはつけずMid以下のランクを付与し、また、この情報は、原則として主要な論拠には使用できず、使用する場合にはサポート情報ということになります。

この3種類のデータのいずれについても、最終的な妥当性ランクの付与においては専門家による確認を行うものとしています。なお、専門家の確認により、表-12、今示している表とは異なる妥当性ランクが付与されるという場合には、元のランクは明示しつつもその理由を明らかにするものというふうにしています。

続いて、9ページ目ですけれども、こちら、情報の統合の流れに移ります。情報の統合は、図-7に示します複数の段階ごとに実施を行います。情報がない段階については省略できるということにしています。こちら、妥当性がHigh、Mid、あるいはLowとなった情報を統合し、情報の一貫性、証拠の強さ、不確実性に基づき総合評価を行うということになっています。

続いて10ページ目です。

先ほどの総合の項目の中の、証拠の強さについての説明となります。証拠の強さは個々の情報を統合した結果としての証拠の強さを示しています。図-7における第一段階では、基本的に図-15に示す結論を導く際に使用した情報の妥当性ランクに基づく証拠の強さの考え方を採用して決定します。証拠の強さが中程度までの結果は、主要な結論を導くことができ、それより弱い場合はサポート情報、さらに重みづけができないという場合には、評価に利用できないとしています。サポート情報とする場合も、その証拠の強さに応じ、専門家判断により理由を明らかにした上で主要な結論を導ける場合と、主要な結論を導く論拠に使用できる場合に分けています。

第二段階以降は、統合する情報の中に矛盾する証拠がない場合は、基本的に最も強い証拠の強さを採用し、情報を統合します。

続いて、本文のほうに戻りまして、2ページ目になります。(2)優先評価化学物質の分解性の評価結果(案)について説明をいたします。



評価結果（案）の作成については、先ほどのマニュアル（案）を用いまして（１）で御説明をしました令和６年度における経済産業省事業の注釈６に書いたものですが、そちらにおいて分解性等の専門家に諮り、優先評価化学物質２物質について、①、②と記載した２つ、評価結果（案）の最終結果をまとめたものに加えまして、収集したデータの詳細をまとめたものというものから成る分解性の評価結果（案）を取りまとめました。

こちら、②のデータの詳細のほうでは、個別データの妥当性、情報の統合の各段階における証拠の強さ、不確実性なども明示しております。後ほどお示しする評価（案）でも御説明をさせていただければと思います。

３．今後について、御説明します。

今後も２．に示した方法により上市後の化学物質のWeight of Evidenceを用いた分解性評価を行い、その評価結果（案）はこのような３省合同審議会の場合において御審議をいただくこととしたいと思います。

なお、こちらで御了承をいただいた場合、評価結果は化審法における上市後の化学物質のスクリーニング評価・リスク評価の分解性として活用いたします。

また、Weight of Evidenceを用いた上市後の化学物質の分解性評価については、化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方などにも反映させてまいりたいと思います。

資料１－１及び資料１－２につきましては以上となります。

ONITE 続いて、資料１－３について御説明させていただきます。こちらは今回御審議いただくこととなります優先評価化学物質、通し番号213番の分解性の評価（案）となっております。

まず、評価結果の御説明の前に、本資料の構成について簡単に御説明させていただきます。

１ページ目は、評価結果の概要になります。１番上の欄は最終的な評価結果、次いで優先評価化学物質の通し番号や公示名称、その下に評価対象物質の物質名や構造式等を記載しています。

ページ後半の分解性評価の欄では、最終的な評価結果に至った理由を記載しております。

続いて２ページ目になります。

こちらは評価に用いた主な情報に基づいて記載しております。Weight of Evidenceでは様々な情報を収集しますが、評価に用いた情報とは、その中で例えば妥当性が高いと評価された情報など、最終的な評価結果を導き出すために直接的に利用した情報になります。本評価結果の

場合は、こちらに示します5件の易分解性試験の実測試験結果になります。

続いて、3ページ目と4ページ目ですが、こちらはWeight of Evidenceで収集した全ての情報の概要を一覧できる表の形式で記載しております。この表では、収集した情報を3種類に分類して、それぞれ欄の背景を色分けしています。

まず、背景が白の欄の情報ですが、こちらは前のページで示しました評価に用いた主な情報になります。

次に、背景が薄青色の欄の情報は、サポート情報になります。サポート情報とは、最終的な評価結果を導き出すために直接的に用いた情報ではありませんが、その結果を補強したり支持したりするような情報になります。この評価結果の場合は、類推や(Q)SARの結果になります。

最後に、背景が灰色の欄の情報ですが、こちらはそれぞれの情報を評価した結果、情報の信頼性の基準を満たさないなどの理由から、評価に使用しなかった情報になります。

最後の5ページ目は、本資料で用いた情報の参考文献になります。

以上、資料の構成について御説明させていただきました。

引き続き、優先評価化学物質 通し番号213番の評価結果について御説明させていただきます。本資料1-3の1ページ目に戻ります。

先ほど説明しましたマニュアル(案)は、Weight of Evidenceの結果を分解性が不明な上市後の化学物質の生分解性評価に活用するというを想定しています。これから説明するこの213番の物質については、それには当たりませんが、評価対象の構造が明確な単一な物質であり、化審法既存点検事業の結果も含めた多数の試験データがあることから、手法検討時の検証の意味もあり、事例として選択したものです。

では、詳細について御説明させていただきます。

評価対象物質の構造はこちらに記載のとおりでありまして、エステル基を有しているという特徴があります。本物質については、化審法の既存化学物質安全性点検事業、略して既存点検により、分解度試験を実施しております。既存点検とは、国による既存化学物質に対する安全性確認であり、その結果、規制対象とすべき化学物質への必要な規制措置を講ずることを目的に実施した試験であります。

その試験において、本物質のBOD分解度の結果からは難分解性と判定しているものの、その際の試験結果では、汚泥区の一部のボトルで評価対象物質の分解傾向が認められるものでありました。

その後、本物質については幾つかの実測試験結果が得られています。そうした新しい知見も

加えまして、Weight of Evidenceの観点から評価したのがこの結果になります。

結果、この既存点検の結果とそれ以外のテストガイドラインの結果の概要につきましては、次の2ページ目に記載しております。

2ページ目を御覧ください。

こちら、既存点検の試験以外の4種類の試験においては、非GLPの試験も含まれておりますが、Weight of Evidenceのマニュアルに従い、信頼性・関連性を踏まえ、妥当性が高いと評価し、評価に用いた主な情報と判断しております。こちらの表の結果番号、2番から5番になります。

なお、既存点検によるOECD、301Cの試験結果、結果番号1において分解性が低かった理由としましては、汚泥+被験物質系は試験開始22日まで汚泥ブランク系よりBOD値が低く、この被験物質の濃度では汚泥に対する抑制が生じた可能性が考えられます。

また、OECD TG301CとTG301Fなどの試験結果を比較した場合、TG301Cが分解しにくい傾向にあるということも、経済産業省の委託事業において報告されております。

次に、残留変化物の有無に関する評価について御説明します。

1ページ目にお戻りください。1ページ目の後半部分に記載しております。

既存点検による301C試験では、エステルの加水分解により、評価対象物質の2-エチルヘキシル基部分が1個外れたと推定される変化物が検出されております。また、OECD TG301C以外の4種類のテストガイドラインによる試験結果においては分解度が70%以上となり、ほぼ全量分解したという結果が得られております。

以上の結果により、2-エチルヘキシル基部分が加水分解し、生成した2-エチルヘキシルアルコール部分は分解し、物質全体も最終的に無機化するものと考えられます。

また、評価対象物質のエステル基の加水分解により生成される一方の物質である2-エチルヘキシルアルコールは、化審法で良分解判定がなされている物質ですので、環境残留性はないと考えられます。

もう一方の生成物質であるスルホコはく酸ナトリウムについては、その環境中での究極生分解性を支持する研究結果が学術論文で報告されております。よって、評価対象物質の自然環境中でのリスク評価を実施する場合は、環境中での残留物はナトリウムイオンのみとして取り扱ってよいと考えられます。

既知見通知で示されたイオンとしてのみ残留する化学物質については、「製造等の届出をしない一般化学物質の選定の考え方について」という平成24年4月23日に公表された方針におい

て、リスク評価を行う必要性が基本的には認められないと考えられるとされているため、ナトリウムイオンのリスク評価は行う必要はないと考えられます。

続いて、本資料1-3の3ページ目を御覧ください。

先ほど御説明しましたように、このうち、サポート情報は薄青色の背景の情報になります。本評価では、易分解性の類推、シミュレーション試験の実測、その他、好氣的生分解性の実測の試験結果などが該当します。これらの情報は、いずれも評価に用いた主な情報と同様の結果を示していることから、この資料の右側の欄に記載している情報の統合における情報の一貫性の評価において、一貫性ありと評価されており、評価の証拠の重みを補強するという結果になっております。

以上、化審法既存点検とそれ以外の4種類のテストガイドラインによる易分解性試験の結果、それから種々のサポート情報を基にしたWeight of Evidenceの総合判断により、本評価対象物質は易分解性であり、かつ残留変化物も生じないと考えられることから、最初の1ページ目の1番上の欄に記載していますように、最終的な評価結果は良分解性とさせていただきます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○白石委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1-1から1-3につきまして、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは北嶋委員、こちらからお願いできますか。

○北嶋委員 厚生委員の北嶋でございます。ありがとうございます。

私からは、的外れな観点かもしれませんが、念のために確認させていただきますが、この件は、あくまでも上市後のものについての評価ということなのですけれども、上市前のものについて、もしデータがあった場合、その取扱いはどうなるのでしょうか。

○白石委員長 まとめてじゃなくて、1つずつお答え願いますか。まとめてにしましょうか。じゃあ、まとめてにします。

続きまして菅野委員、お願いします。

○菅野委員 ありがとうございます。環境の菅野です。

1-1とか1-2の、システムとしては非常に緻密にできていると思うのですが、この決め事の文書の中に、付与する人は誰なのか、専門家による判断というものもあったと思うのですが、

その専門家の集団、ですから、例えば1-1ですと5ページの3行目、75行目、信頼性ランクを付与すると。これは、誰が付与するのかが書いていないのですね。誰が付与するかというのは、こういうシステムの場合、もしもCOIのようなことが疑われると非常に厄介なので、李下に冠を正さずという、あるいは国際的にもこういうものが流布していく場合に、この付与する人たちをどうやって決めたかという、どうやって決めるかというルールが明文化されている必要があるのではないかと思います。

同じように、6ページの90行目にも出てきますし、あとは、8ページの108行目は専門家の確認とあるわけですが、これも、やはり公的に、あるいは透明性をもって、どういう専門家をどういう基準で集めて、どういう任命の仕方をして、どこに所属させるかということも含めて明文化しておかなければいけないのではないかと思います、という意見です。というか要望です。

○白石委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、須方委員、お願いします。

○須方委員 はい、ありがとうございます。

資料1-2、Weight of Evidenceの実施マニュアル(案)についてお伺いします。

今ございましたように、私自身もシステムとしては特に異論はございませんが、結局、証拠の重みづけ、それから、その重みづけランクによって、物質そのものの評価、この場合でしたら分解性の評価と、大きく2つ評価のステップがあるというふうに理解しています。その上で、物質の再評価について伺いたいと思います。

あるデータセットのWeight of Evidenceが評価されて、その結果、例えば1番上のHighではないと判断され、そのデータセットを用いて物質の評価結果が出された場合についての確認です。まず、何年か後、同じ物質に関し新たな知見が得られた場合、その知見のWeight of Evidence評価が改めて実施されるのかどうかというのが1つ目です。

2つ目は、そのWeight of Evidenceの結果、例えば、分かりやすいところでは、(Q)SARのデータに追加して実測データが得られたような場合、これは明らかに証拠の重みづけが上昇することになりますが、そういった場合については物質の再評価が実施されるのかどうか。総じて言うならば、再評価のトリガーはどういう場合になるのか、この運用の部分についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

では、会場から小山委員、お願いします。

○小山委員 ありがとうございます。環境委員の小山です。

資料1-1の5ページ目、表-11ですが、ここに2Bというのがございます。この2Bは信頼性ありということで、信頼性の考え方のところを見ますと、類似性があると判断され、参照物質のデータが2A以上の結果に基づき云々とあります。これは、その物質そのもののデータではなくて、類似物質の参照データを使って評価しているという意味なんですか。もしそうだとすると、類推が2段階重なってしまって、果たしてそれが、信頼性があるのかというふうに評価できるのかと、ちょっと疑問なんですけど。そこについてお聞かせいただければと思います。

○白石委員長 ありがとうございます。

ほかの委員から、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、よろしいようでしたら、御回答のほうをお願いできますでしょうか。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

御質問ありがとうございます。1つ目から順にお答えできればと思います。

まず、1つ目にいただいた御質問、まず、これは上市後の化学物質に対する分解性の評価であるのかということですが、おっしゃっていただいたとおりで、こちらは基本的に上市後の化学物質に対する分解性評価という位置づけとなっております。

続きまして、2つ目の御質問ですが、こちらのシステム自体はよいけれども、マニュアルを抜粋した資料1-1中の要所要所に専門家判断という言葉が記載されているところ、国際的にこの手法などを出していく場合には、専門家がどういった方かというルールも明文化したほうがよいというような御示唆かと思えます。当面、タイトルに記載しておりますとおり、化審法リスク評価における分解性の評価というところですが、今後そういったことも視野に検討したいと思えます。ありがとうございます。

3つ目の御質問ですが、運用に関し、こういった重みづけを出すという新たな手法による評価結果における証拠の重みによっては、その後より重みや信頼性が高いデータが出された場合に再評価の可能性があるのかという御質問についてですが、新たに得られた知見により評価結果を見直すということもあり得ると考えております。そのためにも、現在、先ほど申し上げましたとおり、個々の情報の妥当性ランク、情報の統合における情報の一貫性、証拠の重み及び不確実性を明示しております。また化審法の中には事業者から情報を御提供いただくという制度もございますので、そちらもより御活用いただきまして、よりよい評価にしていくところはあると考えております。

○経産省事務局 マニュアル、資料1-2の5ページ目の表-11の2Bの信頼性の考え方につきまして、類推が2段階になるのではないかという御質問をいただきましたけれども、これは、2段階ではなくて1段階目の類推のみを表しております、最初の類推に使うデータが、類似物質のデータが2A以上の信頼性の高い実測試験データを使うことということを条件としております。

以上になります。

○白石委員長 はい、ただいまの御回答でよろしいでしょうか。

追加のコメント。吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 環境の吉岡と申します。

先ほどの経済産業省の方の説明では、専門家がどの段階でどのように関わるかということの明示的なお返事はなかったように思います。例えば、実測データのある場合において、その実測データでもって試験条件を満足しているとか云々というようなことは、専門家が当然入って判断されることだろうと思います。それ以外にも、様々な段階において、様々な何とか性という部分の判断が必要になってくると思うんですけれども、そうした部分はどのように判断をしていくという形になるのでしょうか。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

では、御回答をお願いできますか。

○経産省事務局 はい、御質問ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、信頼性ランクのところにも、専門家により科学的に受け入れられると判断した試験法によるデータ等の観点がございます。関連性におきましても、全てのデータにおける妥当性ランクの付与については専門家の御判断を得るというふうに、特記しているところですが、その他類推を用いる場合、(Q)SARの予測値を用いる場合、そこについても特記しておりますが、全体を通じて専門家の、先ほど2ポツの冒頭に申し上げたような、分解性等の専門家にお諮りする場というのもございますし、この場で先生方にお諮りしているところも専門家の判断かというふうに考えております。

○白石委員長 よろしいですか。

○吉岡委員 要は、専門家判断を仰ぐということは、会議を開催して、それでもってデータを示して、そしてどうですかというようなことになりますね。そうすると、その会議に出すとき

には、ここの物質の実測は別にして、それ以外のものは全部まとめて、ざあっと評価していくというような手段を取られるんですか。

○白石委員長 事務局、いかがでしょうか。

○経産省事務局 事務局で、物質によって情報の信頼性の高いものがそろうかとか、情報の量が多いかとか、ケース・バイ・ケースではございますけれども、それに基づきまして案をお作りしてお諮りするという形になると思います。その場合に、情報の内容によって、ルールの部分にも反映させる必要がありそうな場合は、マニュアルに書いてあるような基準であったり、この項目を満たしているかといった部分から御相談するということで、確認を進めてきたところでは。

○吉岡委員 ありがとうございます。

○白石委員長 それでは瀬戸委員、お願いします。

○瀬戸委員 経産委員の瀬戸です。

先ほど経産委員の須方委員から質問いただいた点に関連するんですけれども、この新たな、運用に関係しているところですが、例えば事業者からの提供も受け付けていただけるということではあったのですが、これはもう随時ということなんでしょうか。あるいは、評価をするに当たって事前に募集というふうな形で、新しい情報をその時々で受けられるのかという、ちょっと運用上の、どういうふうなことが行われるかというのをもしお伺いできればと思いました。

○白石委員長 ありがとうございます。

時間も押していますので、菅野委員で締めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○菅野委員 もう2物質やられているのですけれども、やはり問題は、事務局でやったところが不備なんだと思います。事務局がやった仕事は、本来、どういう理由で選ばれた、こういう人がやったというリストがなければいけないはずなのです。あるいは、事務局がやったのであれば、事務局員が全て名前を出して、その人々方がどういうエキスパートであるかということを書いた表を公表していただかなきゃいけないのだと思うのです。もうやっちゃっているから、回答がすごくしにくそうにお聞きしましたが、そこが本当は1番、透明化しなきゃいけない部分だという指摘をさせていただいたのです。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。先ほどの御指摘と共通するところですね。

事務局から御回答をお願いします。



○経産省事務局 はい、ありがとうございます。

瀬戸委員からの御質問ですけれども、最初におっしゃっていただいたとおりでして、もともとある制度で御提供いただいている情報というのは、先ほど、情報収集の中でも収集の対象に入っておりますので、そちらの中で活用していこうと考えているところです。

再評価に関しましては、随時というふうに考えておりますので、その後、何かより新しく、より信頼性の高い知見が御提供いただけるようであれば、再評価もあり得ると考えております。

○白石委員長 はい。それでは、時間が押しておりますので、すみません、次の資料1-4について、御説明をお願いしたいと思います。

○N I T E はい、それでは資料1-4を御覧ください。「優先評価化学物質 通し番号230のWeight of Evidenceを用いた分解性評価（案）」について御説明いたします。

本評価対象物質は、資料1-3の優先評価化学物質 通し番号213とは異なり、評価対象物質の試験データがない場合の事例となります。そのため、資料1-4の2ページ目にて、評価に用いた主な情報として、類似物質1から4の実測試験結果を記載しております。

こちらの記載項目につきましては、できるだけ物質間で統一させていただいておりますが、類似物質について一目で確認いただけますように、本物質につきましては物質名及びその化学式を追加で記載させていただいております。

類似物質1、鉛=ビス（2-エチルヘキサノアート）は水中で速やかに変化し、2-エチルヘキサン酸及び不溶性鉛が生成。2-エチルヘキサン酸は微生物により分解され、不溶性鉛は試験液中に残留したことから、化審法既存点検の試験結果により、難分解性と判定されております。

また、類似物質2、2-エチルヘキサン酸は評価対象物質の解離により生成すると考えられ、化審法分解性判定においては、類似物質1からの類推により良分解性と判定されております。

さらに、類似物質3、エチル=2-エチルヘキサノアートはエステルが加水分解し、2-エチルヘキサン酸とエタノールが生成。同様に、類似物質4、イソプロピル=2-エチルヘキサノアートは2-エチルヘキサン酸とプロパン-2-オールを生成すると考えられるが、分解度試験での分解度はそれぞれ67%、74.6%となっており、2-エチルヘキサン酸も分解したと考えられます。

これら類似物質の実測試験結果からの類推により、評価対象物質は、易分解性試験条件下で分解すると考えられます。

残留変化物の有無においては、1ページ目を御覧ください。先ほど御説明したとおり、類

似物質の分解度試験結果より、評価対象物質の2-エチルヘキサンは無機化し、カリウムイオンが残留すると考えられます。

評価対象物質の自然環境中でのリスク評価を実施する場合は、評価対象物質が分解して生じる残留物はカリウムイオンのみとして扱ってよいと考えられます。

なお、既知見通知で示されたイオンとしてのみ残留する化学物質については、「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」においてリスク評価を行う必要性が基本的には認められないと考えられるとされているため、カリウムイオンのリスク評価を行う必要性はないと考えられます。

分解性及び残留変化物に関する評価案の不確実性については、カチオンの異なる塩及び同様の分解経路が考えられる物質から類推結果等に基づいたものであるため、不確実性は低いと考えられます。

また、3ページ目、別紙1のとおり、背景薄青色とさせていただいておりますが、易分解性及びその他一部のQSARモデルにおいても評価に用いた主な情報と同様の結果を示していることから、この資料の右側に記載している情報の統合における情報の一貫性において、一貫性ありと評価され、評価結果の証拠の重みを補強する結果となっております。

以上の情報を基にしたWeight of Evidenceの総合評価により、本評価対象物質は易分解性であり、かつ残留変化物も生じないと考えられることから、1ページ目の1番上の欄に記載されていますように、最終的な評価結果は良分解性とさせていただいております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○白石委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1-4につきまして、御意見等はございますでしょうか。評価結果は良分解性とするということになりますが、よろしいでしょうか。

金原先生。

○金原委員 すみません、先ほどの前の物質で、菅野委員が、評価した会議体とかという話があったと思うんですけども、実際は、資料1-3、1-4の2物質に関しては、化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議で検討した結果をここに提示しております。だから、そういう意味では、それがどこかに書いてあるというところが必要だということに理解してよろしいでしょうか。

○菅野委員 ありがとうございます。

質問の仕方をちょっと変えると、ここで1A、1B、1B、1B、2A、1A、1Aと7つ、文献が選ばれ

ています。これを選んだのが先生方であるということですか。

○金原委員 最初に事務局が提示しているものを精査して、さらにそれを組み替えるというか、順番を変えたりとか、その中身を精査したものが今回出ております。だから、1番最初に出てきたデータとは大分変わっているんですけども、そこら辺の、たしか、これは2回か3回ぐらい会議をやりまして、その中で、組換えとか、このデータは、ちょっとやっぱり、あまり信用できないとかと落としたりとか、そういうことを精査した結果として今回出ておりますので。

○菅野委員 落とすのは、事務局の落としちゃっていたのを拾うべきだというほうはできないのですか。

○金原委員 なるほど。最初に結構いっぱい出しているんで、そこから我々は取捨選択して、どちらかという消していくという感じだったというふうに理解しています。

○菅野委員 そうですか。じゃあ、そういうことをきちんとシステムとして書いておいていただいて、付与したのが誰だと言えるようにしていただくのが重要だと思います。

○金原委員 分かりました。あと、もう1つ、このマニュアルですけども、マニュアルも、Weight of Evidenceの検討委員会が、これは何回もというか、何年もやっているんですけども、その結果として出しておりますので、多分、それは経産省さんのホームページから全部たどれるようになっていると思いますけども、ただ、やはり、今回の例えばマニュアル案を、最終的にこれをセットアップしたのがどの委員であるというのは明示する必要はあるかもしれないと思いますけども、そういうことも必要だと理解してよろしいでしょうか。

○白石委員長 ありがとうございます。

この件に関しましては御指摘がございますので、次回、説明していただいてもいいのかなと思いますので、ほかの関連で御意見等がございましたら。

永井委員、よろしいでしょうか。

○永井委員 直接、Weight of Evidenceの議論からは外れてしまうかもしれないんですけども、今回挙げられた類似物質、4種類あって、水中では解離するなり加水分解するなりして、同じような物質、同じ物質になっているというふうに思われます。なので、その辺でデータを使い回しするというのは全然いいと思うんですけども、基本的に生態リスク評価で考えれば、水中では同じものとなると考えられるので、これはリスク評価でも同時に評価するべきではないかというふうに思います。

例えば、農薬の評価ですと、例えば、グリホサートという農薬がありまして、これはナトリウム塩とかカリウム塩とかアンモニウム塩とか、いろいろあるんですけども、これらって、

CAS番号としては別々のものですが、水中では解離して同じものになるので、基本的には同じ、同時に評価をする。データも別々の物質で出てくるんですけども、それらも全部プールして評価に活用するということになります。

それぞれの物質から出てきたものが水中で同じになるということであれば、各物質由来の濃度を足し算して同時に評価をしないと、別々にリスク評価をして、それぞれが安全ですとなってもあまり意味がないというふうに思いますので、類似物質でデータを共有するということがあれば、リスク評価も同時にやるということをセットで議論すべきではないかというふうに考えたため、コメントをさせていただきます。この場でどうこうという話ではないんですけども、今後の課題として考えていただければというふうに思います。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。コメントとして受け取っておきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

○経産省事務局 すみません、経済産業省事務局でございますけれども、先ほど、金原委員、菅野委員から御指摘のございました会議体のところですが、資料1-1の1ページ目の2ポツの(1)のところに、令和6年度における経済産業省事業におきまして、こちらのマニュアル等を策定したというところに、6の注釈なんですけれども、化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議におきまして策定したということで、注釈に会議体のほうを記載しておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

○白石委員長 ありがとうございます。

ここに書いてありますけど、全体として見にくいというか、透明性をもう少し高めたほうがいいんじゃないかという御指摘かと思っておりますので、御検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかには御意見等がないようでしたら、事務局から説明。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。

書き方の問題かもしれませんが、1-3、1-4のたまたま別紙2に類推結果が書いてありますけど、ここだけじゃないんですけども、書き方として、多分、どの情報から何を判断したということを書かれたほうが、論文の引用については、1番の文献から類推物質1が何たらかんたらと。類推物質について2、3、4、5の文献から何たらかんたらというように、分か

りませんが、資料1-3も1-4も両方同じなんですけれども、どの情報源から何を考えたということが、情報源についての情報が、表の中に書いてない。それを明示した形で書かれたほうが今後はいいかなと思います。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○経産省事務局 御指摘いただいた点については、今後修正させていただきたいと思います。

○白石委員長 では、よろしくお願いします。

今いただいた修正を加えた上で、事務局案の御提案どおり進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○白石委員長 ありがとうございました。

すみません、大分時間がオーバーしておりますが、議題2「優先評価化学物質の指定根拠外項目のスクリーニング評価に準じた評価について」に関する審議に移ります。

資料について、事務局から説明をお願いします。

○経産省事務局 経済産業省事務局でございます。

資料2-1「優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評価）の進め方及び評価結果（案）」について御説明させていただきます。

「1. 目的」ですけれども、スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に係る2通りで行うこととしておりますため、以下のとおり3通りの優先評価化学物質が存在いたします。

1つ目に「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質、2つ目に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質、3つ目に「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質がございます。

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質につきましては、「生態影響」のリスク評価のみが進められております。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目につきましても、リスクがないと認められないかどうかを評価することが必要です。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠ではない項目につきまして、毎年度、最新の

有害性クラス及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価を実施し、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた場合には、優先評価化学物質の指定根拠に追加することとしております。

「2. 評価方法」ですけれども、一般化学物質と同様に、有害性クラスと暴露クラスのマトリックスにおきまして、有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質につきまして、優先評価化学物質として指定することが適当としております。

有害性クラスにつきましては、長期毒性に係る有害性情報を「人健康影響」、「生態影響」それぞれの観点から収集して付与しております。

暴露クラスは、製造・輸入・出荷数量とその用途ごとの排出係数により排出量を推計し、分解性を加味として付与しております。

「3. 評価の実施対象」ですけれども、今回の評価は、優先評価化学物質として令和4年度実績の製造・輸入数量等の届出があった物質のうち、「人健康影響」のみ、あるいは「生態影響」のみが指定根拠となっている物質を評価の対象といたします。なお、現時点までに優先評価化学物質の指定を取り消した物質は、今回の評価の対象外としております。

「4. 評価結果」ですけれども、2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、優先評価化学物質の指定根拠に追加することが適当と考えられる物質はありませんでした。

なお「生態影響」のみが指定根拠である優先評価化学物質 通し番号86「 $\alpha$ -（ノニルフェニル）- $\omega$ -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」につきましては、化審法施行令の一部を改正する政令に基づき、令和7年4月1日に第二種特定化学物質に指定されます。当該物質は、現在得られる情報及び知見から環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至ったことから、第二種特定化学物質への指定に伴い、化審法第十一条第二号ロの規定に基づき、優先評価化学物質の指定を取り消すこととします。

優先評価化学物質の評価結果につきましては以下のとおり資料に載せておりますので、御参照ください。

また、暴露クラスの付与結果につきましては、資料2-2に載せております。1が、生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質についての人健康影響に関する暴露クラスの付与結果となっており、2が、人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質についての生態影響に関する暴露クラス付与結果となっております。

資料 2-1、2-2 の説明につきましては、以上でございます。

○厚労省事務局 続きまして、資料 2-3 を用いて、人健康影響に関する評価について御説明いたします。

生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質につきましても、通常と同様に優先度を付与したところ、優先度「高」となる物質はなく、専門家による詳細評価を有する物質もございませんでした。

資料 2-3 の説明につきましては以上でございます。

○環境省事務局 続きまして、資料 2-4 の御説明に移ります。

資料 2-4 は生態影響に関する優先付与結果でございます。こちらの表につきましても、優先度「高」となる物質はございませんでした。

続きまして、資料 2-5 の御説明に移らせていただきます。

資料 2-5 は、専門家の詳細評価による評価結果になります。こちらは、PRTR 排出量による暴露クラスの見直しと環境モニタリングデータによる評価というのを行っております。

まず、1 つ目の、PRTR 排出量による暴露クラスの見直しにつきまして御説明します。

こちらは、PRTR と化審法の届出対象物質の範囲が同じものにつきまして、PRTR 情報でも暴露クラスを付与して優先度を確認するというものでございます。

結果は 2 ページ目でございます。そちらの表を御覧いただきますと、PRTR の暴露クラスのほうが化審法よりも排出量が多いクラスとなった物質が 2 物質ございました。生態と人の観点でそれぞれ 1 物質ずつございましたが、いずれの物質につきましても、PRTR の暴露クラスで優先度を付与しても優先度「高」となる物質はないという結果になりました。

続きまして、3 ページ目の、2. 環境中濃度による詳細評価に移ります。

こちら、優先度「中」、「低」の物質につきまして、環境モニタリングデータを確認しまして、人健康であれば、HQ が 1 以上の物質がないか、生態については、PEC/PNEC 比が 1 以上の物質がないかということを確認しております。

その結果が 4 ページ目になります。人健康、生態影響の観点で、それぞれモニタリング結果を御提示しております。

左から 8 行目ぐらいを見ていただきますと、まず人健康のほうは HQ という欄がございまして、0.0011 というものから数字が書かれておりますが、いずれも小さい数字でして、1 以上の物質はございませんでした。生態影響のほうも同様に、PEC/PNEC 比が 0.1 から記載してございますが、1 以上という物質はございませんでした。

この結果から、先ほど資料2-1で御説明しましたとおり、優先評価化学物質の指定根拠に追加すべき物質はないという結果になってございます。

御説明としては以上でございます。

○白石委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

では、会場から鈴木委員、吉岡委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。鈴木です。

1番最後のPRTR排出量による暴露クラスの見直しを行うというところですが、結果はこれでいいと思うんですけども、PRTR暴露クラスのほうが大きくなっている、大きい方向のクラスになっているので、その原因について何か考察するところというのはあるんでしょうかということをお願いします。

○白石委員長 続いて、吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 環境の吉岡です。

資料2-1の1ページの、25行目の参考と書いているところに①、②、③がございまして。人健康で問題があるようなものは生態影響もやりましょうねという話になっているんですけども、不満はないんですが、なぜそう決まったのか、理由を御存じでしょうか。

というのは、昔、学会において、人健康とミジンコか、魚類か何かの毒性を比較して表を出したら、随分叱られた思い出があります。そういう意味で、片方が毒性が強かったならば、もう片方も毒性が強いという根拠というようなものはございますでしょうか。

以上です。

○白石委員長 ほかはいかがですか。会場からはよろしいですか。Webからはいかがですか。よろしいですか。

それでは、御回答をお願いできますでしょうか。

○環境省事務局 環境省でございます。

1つ目の鈴木先生のコメントにつきまして、PRTRとのずれということですが、PRTRの排出量も、化審法で対象となる用途を抽出して排出量を集計しまして暴露クラスをつけているというところですので、特に、ずれが生じた理由としましては、計算方法等の違いにより、ずれてしまったのかと思います。原因として、明確に解明されているという状況ではございません。

ただ、化審法、PRTR、どちらの暴露クラスを見ても、優先度が「高」とならず、優先相当



ではなかったということを確認しているという状況でございます。

○鈴木委員 説明はそれで十分ですけども、化審法届出のほう、PRTRともどちらも一定の不確実性は当然あると思いますので、それはいいと思います。ただ、基本的には、化審法のほうで漏れないようにするということが原則だと思いますけど、逆向きになったということは、今後、化審法のほうの優先度、あるいはPRTRのほうもあるかもしれませんが、双方について正しい実績が得られるように、今後の方法等にも入れて検討すべき課題を示しているかと思いますので、お願いします。

○白石委員長 ありがとうございます。コメントとしてお伺いしたいと思います。

吉岡委員の回答はどうされますか。難しいですか。

○経産省事務局 人健康影響観点のみが指定根拠の優先評価化学物質につきましては、優先評価化学物質としてのリスク評価は人健康影響の観点のみ進められることとなりますので、生態影響の観点で優先的に評価を行う必要がある物質であるかどうかを、スクリーニング評価を実施して判断することが資料2-1のスクリーニング評価に準じた評価の趣旨でございますので、一方の毒性が高いことをもって、もう一方でも毒性が高いかどうかといったことではないと思っております。人健康影響の観点で優先評価化学物質に指定された場合には、リスク評価が人健康影響観点のみ進められていく形となりますので、そうなった場合に生態影響の観点はどうかを改めて見ていくために、毎年、新しい暴露の情報等を用いましてスクリーニング評価を実施しております。

○白石委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、吉岡委員。

○吉岡委員 はい、ありがとうございます。

基本的に、人健康影響と生態影響は独立しているものだというふうな認識をしております。その意味から、片方が高いから片方もやるよというような、あまり身勝手な連動というのはしないほうがいいんじゃないかなと思って質問させていただきました。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問はございますでしょうか。

(なし)

○白石委員長 どうも御議論ありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、事務局から説明いただいたとおりの対応とさせていただきます。

と思います。

続きまして、議題の3、「優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価について」の審議に移ります。資料3を用いて審議いただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○環境省事務局 それでは、資料3につきまして御説明させていただきます。

通し番号244「エチル＝水素＝スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価結果についてでございます。

こちらの物質につきましては、平成30年度にMITI番号単位でスクリーニング評価を実施しまして、生態影響の観点でデフォルトの有害性クラス1を適用し、優先評価化学物質に指定されたものでございます。しかし、その後、届出様式の改正がございまして、製造・輸入した化学物質も具体的なCAS登録名称等が記載されるようになり、実態を把握したところ、当該物質についてはCAS登録番号の異なる塩の届出が複数あり、それらが太宗を占めることが分かったという状況です。このことから、昨年度1月のこちらの審議会で、本物質については、届出実態を踏まえてCAS登録番号等の新たな評価単位でスクリーニング評価を実施することとされました。

これを受けまして、「エチル＝水素＝スルファート」に該当する物質について、情報提供依頼等を行ってスクリーニング評価を行いました。

令和4年度の製造・輸入数量の届出を用いましてスクリーニング評価を行った結果が別添1のとおりでございます。製造・輸入数量が10 t超の物質につきまして表にしたものでございまして、こちらの9物質が該当しております。多くの物質が暴露クラス5以下というものでございましたが、1物質、暴露クラスが2という物質がございました。なお、こちらの物質につきまして、有害性情報を収集しておりますが、この物質そのものについての有害性情報が得られなかったという状況でございます。ただ、こちらの物質につきましては、有害性が高いことが見込まれると考えておりまして、今回、デフォルトの有害性クラス1を付与してスクリーニング評価を行うこととしております。

その有害性が高いと見込まれるという理由ですけれども、別添2のほうを御覧ください。こちらに、1番上のCAS 181875から始まる物質の情報を記載してございます。こちらの物質は陰イオン性物質なので、陰イオン、陽イオンごとに記載しております。陰イオン側のところ、まず1番上の段ですけれども、エチル＝水素＝スルファートそのものにつきましては有害性情報

が得られなかったという状況です。陽イオン側につきましても、こちらの評価対象物質そのものについては有害性情報が得られていないというところですが、構造類似物質として、1番下の行に書いております物質がございます。評価対象物質が（エチル）（メチル）というものに対して、構造類似物質がジメチルというところで、構造類似物質よりも炭素数が1つ多いものが今回の評価対象物質となっております。この構造類似物質のほうが、試験データから算出された有害性クラス1という情報がございますので、こちらの評価対象物質についても有害性クラス1相当の毒性が考えられると考えておりますので、今回デフォルトの有害性クラス1を付与するというようにしております。

続いて、資料3の25行目ぐらいに戻りますが、こちらのCAS登録番号181875から始まる物質につきましては、生態影響において有害性情報が得られず、また構造類似物質の有害性が高いことから、デフォルト有害性クラス1を適用して、暴露クラスは2であったことから優先度「高」となり、優先評価化学物質に指定することが適当であると考えております。

そのほかの物質につきましては、表に記載のとおりでございますが、被害の生ずるおそれがないと認めるに至りましたことから、優先通し番号244番の物質につきましては、優先評価化学物質の指定を取り消すこととしております。

3ポツのほう、繰り返しになりますが、244番を取り消しまして優先指定とすることが適当であると結論が得られた物質について、優先物質に指定をしまして、今後、数量届出の対象となっていくこととなります。

御説明は以上でございます。

○白石委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いします。よろしいでしょうか。新たな評価単位を設定してスクリーニング評価したということがございます。よろしいですか。

(なし)

○白石委員長 それでは、事務局から説明いただいたとおりの対応としたいと思います。

続きまして資料4、その他として、事務局より報告があるようですので、資料4を用いて説明をお願いします。

○厚労省事務局 続きまして、審議事項ではございませんが、資料4「化審法の優先評価化学物質の見直し」について報告いたします。

まず、「1. 背景」としまして、優先評価化学物質は、リスク評価Ⅱの結果に基づき第二種特定化学物質に該当しないと考えられた物質や、過去3年以上、製造・輸入数量の全国合計が

10 t 以下または推計排出量が 1 t 以下となる場合、いわゆる「数量監視」の対象となる物質については、化審法第11条に基づき優先評価化学物質からの取消しを行っております。

令和3年9月開催の3省合同審議会において、スクリーニング評価・リスク評価のさらなる合理化・加速化に向けた取組の1つとして、優先評価化学物質への指定後に新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いてスクリーニング評価の際に用いる優先度マトリックスに当てはめ、リスク評価Ⅰまたはリスク評価Ⅱの段階においてリスク懸念のない物質の機動的な優先取消しを検討することとされ、検討結果は「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】」へ反映して実施しておりますが、リスク評価の効率化の向上のため、リスク評価Ⅰの推計結果を活用し、さらなる運用改善を図ることとしています。

次に、「2. 優先見直しの検討方法」としましては、リスク評価Ⅰ段階の優先評価化学物質のうち、優先指定後に有害性情報の更新があった物質を対象に、最新の有害性情報に基づく有害性クラスと直近3年間の化審法届出情報に基づく暴露クラスを優先度マトリックスへ当てはめ、再スクリーニング評価を実施し、真に優先してリスク評価すべき物質かどうかを見極め、リスク懸念のない物質の優先取消しを行います。

直近3年間の化審法届出情報を活用している理由は、「1. 背景」でも触れました、いわゆる「数量監視」の対象となる物質と同様に直近の暴露の推移を勘案するためであるので、通常のスクリーニング評価に加え、直近3年間の化審法届出情報と同じ3年間のPRTR情報及び評価対象年度から過去5年分のモニタリングデータも活用して取消しの判断を行います。

今回より「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】」の4ポツの(3)に記載されている優先評価化学物質の取消しに相当すると判断する条件に加えて、必要に応じリスク評価Ⅰの推計結果による優先順位を加味することとし、2ページの枠囲みに記載する(ウ)を追加いたします。

「3. 優先見直しの検討結果」については、別紙1及び別紙2にお示ししており、上記2に従い人健康影響の観点から7物質、生態影響の観点から3物質が該当しました。

「4. 今後について」は、上記3でお示した該当物質のうち、優先評価化学物質通し番号19は、人健康影響の観点において本見直しの対象物質でないこと、また優先評価化学物質通し番号245は、人健康影響の観点においてスクリーニング評価未実施であることから、この2物質を除く計8物質を、上記1の前段に記載の取消方法により選定された物質とともに本年度末に優先評価化学物質の取消しを行い、一般化学物質としてスクリーニング評価を行っていきます。

また、上記2で示した新たな条件は、「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方」にも反映させ、来年度以降も引き続き実施することといたします。

資料4の説明につきましては以上でございます。

○白石委員長 では、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

では、こちら側、北嶋委員から。

○北嶋委員 ありがとうございます。厚労委員の北嶋でございます。

私からの質問は、私には理解が難しかったところが、1ページ目の31行目から32行目のところなのですが、通常の評価に加えて、直近3年間の化審法の届出情報とPRTRと、あと過去5年分のモニタリングデータも活用して全て判断するわけですが、その結果、私としては、過去5年分のモニタリングデータが1番確からしいというか大事なデータだと思うのですが、結局どれを選ぶのかというのが明確に書かれていないので、この点はどうかかなと、思いました。

加えまして、その次の33行目のところに関しても、その条件にさらに推計結果による優先順位を加味した(ウ)を追加するといったときに、この(ウ)の位置づけがよく理解できておりません。つまり、(ア)や(イ)よりも(ウ)のほうが重いのか、(ウ)のほうが軽いのか、Weight of Evidence、先ほどありましたけど、それに近い質問になるかと思いますが、一体どれを、かつ、誰が、どう採用するのかという点についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

では、菅野委員、お願いいたします。

○菅野委員 菅野です。

やはり、(ウ)という項目が、ここに初めて出てきたのですかね。初めて。これは、有害性クラスが緩んだから、その物質に目をつけて暴露状況を調べましょうということですよ、意図は。きっかけは、有害性が、クラスが上がったか、緩んだというか、安全側に行ったから、そういう物質を見てみて暴露がどうなっているかを精査しましょうという動きですが、その場合、今までどおりに暴露クラスをちゃんと評価するという手順を取るのが、このマトリックス運用の大原則のはずなのです。ここに書かれている手順と今までどおりに暴露クラスを再評価したらどうなるかという差が分からないので、この(ウ)については、ちょっとこのままお認めできないんじゃないかという判断をしております。

もともとは、マトリックスで「低」とか「外」に該当している物質について、さらに外して

いくというために、このモニタリングデータとかを活用していたわけですが、今回ですと、例えば、「高」から「中」に下りてきた、「高」に近いほうの「中」のところを下りてきた物質、有害性クラスが変わったがために「高」の隣の「中」の枠に移動してきた物質について、暴露評価の縦軸の操作ではなくて、何だか知らないけど、別のファクターを持ってきて、さらに検討したら、「高」に近いほうの「中」のものも外しますよという新しいルートをここに示してきたように見えます。

ですので、これはもともとのマトリックスの運用からすると新しい手法であって、これは、いきなりこうしますよと言われて、「はい、そうですか」と言える内容ではないと思います。ここで皆さんの委員が、ちゃんとこのマトリックスの運用について、これでいいかということ、特に「高」から「中」に下りてきた物質が標的になっているということも含めて吟味する必要があって、ここで、「はい、オーケー」と言えない内容ではないかと思います。

以上です。

○白石委員長 それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

1番初めに、さっき説明でちらっとおっしゃったんですが、ここから、何かその他で審議事項の外だとおっしゃったような気がしましたけども、ということは、今日ここは、この事項を決定する場ではないと理解していいのでしょうかというのがまず1つ、質問です。

それから、非常に具体的な質問は、これは私、不勉強で、今、発見できないんですけど、真ん中辺のリスク評価Ⅰの優先順位Dと書いてあるんですけども、このA、B、C、Dがあるんですが、A、B、C、Dの決め方は、どこに書いてあるんでしょうかというのが、今、3ポツを見たんですけど、発見できなくて、それをお示しいただかないと考えることは難しいかなという意味においても、今、勝手に意見を申し上げるとすれば、私はできないというか、これが承認とかという提案、議論をする場であれば、そうはできないという気がするのが1つです。

それから、あと、見た感じ、しかし、そんなものを持ち込まなくても、67番の物質は、有害性クラスが変わって暴露クラスも下がってというので、これ何かは、もしかしたらある種これまでの（ア）（イ）まで、（ア）（イ）（ウ）じゃなくて、（イ）か何かで対象になり得る可能性があるかもしれないので、これは今までのやり方の中でも議論する価値はあることかもしれないと思いますが、ほかのものに関しては、今の疑問点の幾つかがクリアされないと、先に進むことは、私にとっては、次を考えることは、なかなか材料が頭の中に入っていないので難しいかなという気がしました。

以上です。

○白石委員長 では、吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 今まで3人ですか、委員の方がおっしゃられたことと全く同じでありまして、追加することはございません。（ウ）と、それから評価方法のDの部分です。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

ほかは、いかがですか。Web上で、いかがでしょうか。

では、事務局からお答えをお願いできますでしょうか。

○経産省事務局 先ほど御質問等がありましたとおり、今回、新たに（ウ）の条件を追加してございます。こちらにつきましては、説明にもございましたが、有害性について更新のあった物質につきまして、暴露のクラスも新たに見まして、スクリーニング評価のマトリックスに当てはめた際に、引き続き「高」に該当しているか否かといった観点で見えております。そちらにつきまして、「高」ではなく「中」、「低」、「外」となったものにつきまして、「中」、「低」、「外」で構成される物質につきましては、評価Ⅰの結果も見て判断をしております。

評価Ⅰの「D」ですけれども、リスク懸念の箇所がゼロでありまして、水系の非点源シナリオや大気系の非点源シナリオのリスク懸念がない場合に優先順位が「D」となります。こういった観点で、リスク評価Ⅰの結果でリスク懸念がないものにつきまして、（ウ）に該当するとして、今回、優先評価化学物質の指定の取消しをする物質の候補としてお示しをしております。

○白石委員長 小山委員。

○小山委員 今の御説明だと、わざわざマトリックス以外のところでやる必要がないみたいに聞こえるので、今の御説明だと、素直にマトリックスを使って判断されるということでもよろしいんじゃないでしょうか。

○白石委員長 どうでしょうかね。ここに書いてある、報告ということなので、一応、報告なので、結論は、審議するわけではないと私は思いますけども。

○小山委員 特に我々が心配しているのは、「中」のところまで入ってきてしまうと。

○白石委員長 そうですね、はい。（ア）、（イ）は今までどおりということで、「低」、「外」までなので、今回、何人の委員からも御指摘がありましたけど、「中」のところまで持ってくるのかというところは問題であろうかと思えます。

ただ、本文を見ると、当該物質に対する再スクリーニング評価との位置づけということなの

で、優先評価化学物質にスクリーニングをするのかという、そういったところも少し私は疑問に思っているんですけど。

菅野委員、札が上がりましたので、お願いします。

○菅野委員 2つ追加でコメントさせてください。

1つは、ここにも書いてあるとおり、「中」は専門家によるエキスパートジャッジをやれと書いてあるんですよ。それで、有害性のほうはよく、皆さんの前で喧喧諤諤やっていますが、暴露のほうは事務局案でさっと出てくるだけなのです、いつも。ここに議論が出てこないのです。ですから、例外規定の様なものが並ぶような複雑なことに今、なりつつあるように、さらに見えるのです。(ウ)というのは、新たな流儀に見える。だから、この暴露クラスと有害性クラスで論議をして、もし、さらに、「中」のところについてはエキスパートジャッジでやるという、暴露評価もエキスパートジャッジでちゃんとやるというふうにして、シンプルにしないと、これは不透明なシステムになるんじゃないかというのが第1の意見です。

次に、D、D、Dについて、Cに戻ったら、もう1回やり直しですね、さらに。次の次の年に、仮にD、D、Dで来て、Cになったら、Dが続いたという要件を満たさなくなるので、もう1回戻しますね。そういうお約束と見ていいのですか、この(ウ)は。

○経産省事務局 いえ、そういうことではございません。

○菅野委員 一度そうになったら、もう指定を外して終わり。

○経産省事務局 指定を外して一般化学物質に戻りますので、再度、一般化学物質としてスクリーニング評価が実施されることになります。

○菅野委員 だからそのときに、縦軸の暴露クラスとの関係がやっぱり分からないのですよ、今のままでは。じゃあ、Cになったら、また審査して、また戻ってくる可能性があるわけですね。

○白石委員長 ただ、暴露情報が変わってきますが。

○経産省事務局 こちらの「D」につきましては、優先評価化学物質に対するリスク評価Iの結果でございますので、優先評価化学物質の指定取消しがされた後には優先評価化学物質ではなくなるので、リスク評価Iも実施されないこととなり、一般化学物質としてスクリーニング評価が実施されることになります。ですので、リスク評価Iにおいて「C」がつくといったことは、再度優先評価化学物質に指定された後でなければそういったことにはなりません。

○菅野委員 ということは、やっぱり一方通行の手続ですね。

○白石委員長 もう1回戻ってくるということですね。「中」になって専門家判断が必要にな



るということ、同じことを繰り返すことになる。

○菅野委員 でも、一応、一方通行になる、戻りにくくはなるわけですね。

○白石委員長 戻りにくくはなります。そうですね。そうなるけれど、そうですね。

いかがでしょうか、ほかに御意見等はございますでしょうか。

どうぞ、吉岡委員。

○吉岡委員 環境の吉岡です。

そもそも2ページの真ん中の辺りに書いてある四角の括弧の中で、上記(ア)、(イ)と同等と考えられる物質というふうにしてありますね。同等と考えられるのを、(一次)リスク評価Iの推計結果による優先順位というふうにしたわけですよね。そうすると、これは誰の許可といえますか、コンセンサスをもって、こういうことになっているんですか。今までの委員会の中で、こういうことで行きますというような審議といえますか、話し合いというものが行われてはいないんじゃないですか。

○白石委員長 事務局、いかがですか。

○厚労省事務局 化審法第56条において、審議会の意見を聴く条項が設けられておりまして、優先指定されているものから取り消すものについては、審議会に意見を聴く事項として定められていないところです。審議会に意見を聴くものというのは、規制を強化する対象のもの、第一種特定化学物質に指定するであったり、第二種特定化学物質に指定する、優先評価化学物質に指定するといったことについては審議会に意見を聴く要件になっておりますので、そのため、今回は報告事項ということで、審議事項ではないということを申し上げたところでございますが、透明性を高めるという観点からも、この場において資料を御提示して、優先評価化学物質の指定を取り消すことについての説明をしているという状況でございます。

○吉岡委員 よろしいですか。要は説明を受けるだけで、例えば、先ほど申し上げた36行目以降の四角の中というのは、実は任意であると、諮らなくてもいいんだと、自分たちで自由に決める、そういうものなんだということですね。

○厚労省事務局 事務局のほうで勝手に決めているというものではなくて、審議会の場を通じて、前回であれば、令和3年度において、基本的考え方のところ、このような判断基準を設けますということを報告して、今回、2回目、その判断基準について見直すこととしていましたので、今回見直した結果として(ウ)を追加することといたしますということを報告しているという状況です。

○吉岡委員 引き続きいていいですか。

○白石委員長 はい、お願いします。

○吉岡委員 つまり、報告はするけども、審議内容、つまり審議の題材にはならないということですね。

○厚労省事務局 審議事項ではなく報告事項であるということは事実です。

○吉岡委員 ということは、自由に変えられるということですね。

○厚労省事務局 自由ではないですけども。

○白石委員長 すみません、よろしいですか。堂々巡りになりそうなので。

(ア)と(イ)に関しては、多分、審議会で御了解いただいていた経緯があったような記憶があるんですが。

どうぞ。

○広瀬委員 (ア)と(イ)についても、審議会で多分通った話なので、でも、(ウ)がつくというのは新たなルールなので、この審議会で(ウ)を入れるかどうかは審議しなければいけないということと、多分この(ア)と(イ)に対しても、前は認めたけど、今、ほかの先生はちょっと変えたほうがいいのかもしいという意見が出たというふうに聞こえたので、今日は報告事項でしょうけど、この(ア)、(イ)、(ウ)は、また、多分、今日じゃなくて良いと思いますが、委員の人からは見直していただきたいという意見が出たのではないかと私は思いました。

○白石委員長 ありがとうございます。そのとおりだと思いますが、ほぼ全ての。

はい、どうぞ。

○北嶋委員 すみません。厚労委員の北嶋です。

私、最初のほうに申し上げたように、実は(ウ)のDというのは、リスク評価Ⅰの推計結果による優先順位という理解です。それとは別に、表にありますように、過去5年分のモニタリングデータ、実データがあったり、様々なデータがあるわけで、その中で1番重いというか、暴露クラスが大きくなるものを採用するというのが基本的な考え方のように思うのです。今のお話ですと、リスク評価Ⅰの推計結果を重く取っているように思えたのですが、どちらを選んでいるかという点について、その理由とともに、明確に書いておかないと、恣意的なものとして映るので、ある意味、事務局のほうで勝手にやっていると推測されても不思議ではないのではないかなという懸念がある、というのが私の意見でございます。

○白石委員長 ありがとうございます。

皆様から懸念のお言葉が多いと思うんですけど、本日は、どうしましょかね。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 審議会に出ていないのは、この議論で分かりましたが、ただ、この、先生がおっしゃった2ページの四角に入っているところの（ア）と（イ）はたしか、考え方としては、この審議会で議論したんだと思いますので、考えて方をまとめるところまでは一応、責任範囲だと私は思っていますけど、それも違うとなると話は変わりますが。そのときに、（ウ）の条項、多分これはスクリーニング、優先評価化学物質を決める手順に関して、決める、あるいは外す手順なので、そのときに、情報として、リスク評価Ⅰの推計結果の優先順位というものは、やはり多分、暴露クラス、有害性クラスで決めるものに比べて、より二次的な推計の方法が入ってくるものなので、同じウエイトで扱うことができるかどうかということは考える必要があることだと思います。

ですので、私としては、この四角囲みに（ウ）を追加したいというのであれば、それについて、それが本当に可能なことかどうかということはきっちり議論しないと、にわかには、方法としてそれは正しそうだという感想を持つことはできないという気がします。もしかしたら、運用上、結果として別紙1に出ている表の結果は必ずしも審議する必要はないとおっしゃっているのかもしれませんが、この表、別紙1、もしくは私の意見が正しくないかもしれないけど、正しいとして、別紙1の表を作るための考え方として（ウ）を追加するかどうかということについては、情報の質が変わることによって、果たしてそれをどう扱うかということについて、きちんと検討した上でやる必要があると思います。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

いろいろ御意見がございますので、審議会の座長さんに感触を伺いたいと思いますが、東海部会長、いかがですか。

○東海部会長 本日出てきました意見を、やはりもう1回精査した上で決めるというふうにされたほうがいように思います。かなり受け止め方にも幅がありましたので、前回の意見等も持ち帰りながら決めるという、そういうステップを1段入れたらいかがでしょうかというのが私の意見です。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

平林座長、いかがでしょうか。

○平林座長 平林でございます。

東海部会長もおっしゃったとおりでございます、皆様方の疑問というかが解決できないという状況でございますので、まず、一回ここはその疑問をきちんと皆様方で精査していただいた上で、どういった決め方がよいかということを改めて検討し直すことも必要かというふうに感じております。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

それでは、(ア)と(イ)に関しましては従前どおりということなので、(ア)と(イ)の結論に対しては認めてよろしいですか。

それで、事務局においては、本日の意見も踏まえまして、(ウ)を含めた優先取消しの在り方について、よく検討して、改めて御報告をお願いするというところでよろしいでしょうか。

よろしいですか。特段ないようでしたらば、その他、事務局から何かございますでしょうか。

○経産省事務局 すみません。先ほどの議題4に関しまして、(ア)と(イ)については従前どおりということでもよろしいということでもよろしいですか。

○白石委員長 (ア)と(イ)に関しましては、今回御提示いただいたとおりでもよろしいかと思いますが、(ウ)に関しましては、少し、もう一度整理し直していただきたいと思っております。

○経産省事務局 そうしましたら、優先評価化学物質 通し番号 230番につきましては、生態影響の観点から(イ)に該当しておりますので、こちらにつきましては優先評価化学物質の指定制の取消しを行うこととさせていただきたいと思っております。

○白石委員長 ありがとうございます。

議題4に関して、よろしいですか、これで。

(異議なし)

○白石委員長 それでは、その他ということで、事務局から何かございましょうか。

よろしいですか。

○環境省事務局 環境省事務局から御報告がございます。

中央環境審議会化学物質審査小委員会では、吉岡委員が御退任されます。

吉岡先生、これまで長いこと、どうもありがとうございました。

○厚労省事務局 厚生労働省事務局からも同様の御報告があります。

当省の化学物質調査会の北嶋委員が御退任されることになりました。今回の御参画が最後と

なります。これまで専門的見地から様々な御意見を賜りましたことに感謝申し上げます。

○環境省事務局 北嶋先生、吉岡先生には第二部終了時に御挨拶いただきたいと思いますが、委員の入れ替わりもありますことから、この場で一度、アナウンスさせていただきました。

○白石委員長 それでは、以上をもちまして、3省合同審議会【第一部】を終了したいと思います。ありがとうございました。

○環境省事務局 次の開始時間は15時からでお願いいたします。